

償却資産に関するQ&A

1	償却資産の納税義務者は、誰になるのですか？	個人や法人で事業を行っている方(工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートの経営等)のうち、毎年1月1日現在事業用の償却資産を所有されている方が納税義務者となります。なお、年の途中で所有者が変わった場合でも、その年の1月1日現在における償却資産の所有者が納税義務者になります。
2	今年、初めて申告書が送られてきました。どのようにすれば良いのですか？	倉庫や工場、店舗や店舗兼用住宅、アパート等を所有されている方には、資産の所有者の方から申し出が無くても、償却資産の申告書をお送りしております。土地・家屋以外に事業用資産(償却資産)をお持ちの場合は、申告書にご記入の上、ご提出ください。なお、該当する資産が無いと思われる場合であっても申告書はご提出ください。
3	昨年中に飲食店を開業しました。どのようなものを償却資産として申告する必要がありますか？	飲食店の場合、例えば次のようなものが申告の対象となります。 例)各種厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、カラオケ、看板等 また、自己所有の建物ではなく貸店舗のテナントとして開業した場合についても店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備等を償却資産として取扱いますので申告が必要です。
4	毎年、税務署へは確定申告をしています。町へも申告する必要があるのですか？	税務署に提出されている書類は、国税(所得税など)の計算のためのもので、償却資産の申告は町税である固定資産税の計算に必要なものです。また、国税と固定資産税では償却資産についての取扱いが異なる部分もありますので、それぞれの内容に応じて申告してください。
5	資産の増加・減少がない場合でも、申告は必要ですか？	毎年1月1日現在の所有状況の申告が必要です。前年度の申告以後、資産の異動がない方もその旨を記載して申告してください。また、申告対象となる償却資産を所有していない場合でも申告の必要がありますので、備考欄に『該当資産なし』と記入し、ご提出ください。
6	会社の決算は3月末ですが、償却資産の申告は必要ですか？	固定資産税の賦課期日は1月1日となっており、決算期にかかわらず1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。
7	現在、使用していない事業用資産も申告は必要ですか？	一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用に所有され、使用できる状態であれば申告対象となります。ただし、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるものについては、償却資産に該当しません。
8	事業を廃業した場合や年の途中で閉店した場合、償却資産の申告はどうなりますか？	申告年度の1月1日以前に、廃業もしくは譲渡等により所有する資産がなくなった方は、その旨を記載して申告書を提出してください。また、年の途中で閉店した方は翌年の申告書にその旨を記載して申告書を提出してください。なお、年の途中で閉店した場合でも、その年の固定資産税はお支払いをお願いします。
9	耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産についても、申告が必要ですか？	耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも現に事業の用に供することができる状態にある限りは、固定資産税の償却資産に該当しますので、申告が必要です。

10	自動車は償却資産に該当しますか？	自動車税が課される自動車や、軽自動車税を課される原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車については償却資産ではありません。
11	フォークリフトやトラクターなどは償却資産の課税客体になりますか？	フォークリフトやトラクター、田植え機、コンバインについては、その規格により「軽自動車税の課税客体である小型特殊自動車に該当する場合」と「償却資産の課税対象である大型特殊自動車に該当する場合」とに区別されます。自動車税、軽自動車税の課税客体となっているものは、償却資産の申告対象にはなりません。
12	大型特殊自動車は申告の対象になりますか？	道路運送車両法第3条に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号「0」「00から99」「000から999」及び「9」「90から99」「900から999」となっているもの)は、償却資産の申告の対象になります。
13	敷地内のみ走行のフォークリフトは申告の対象になりますか？	大型特殊自動車に該当する場合、償却資産の申告の対象となります。なお、小型特殊自動車に該当する場合は、軽自動車税の対象となる資産であるため、償却資産の申告は必要ありません。
14	アパートを経営しています。償却資産の申告は必要ですか？	アパートを建てると、例えば、駐車場のアスファルト舗装、周囲ネットフェンス、門扉、駐輪場、屋外の浄化槽等が償却資産に該当します。これらは土地及び家屋の評価からは除かれるものなので、償却資産の申告が必要です。
15	貸駐車場を所有している場合も申告は必要ですか？	底地については、通常土地として固定資産税の対象となりますが、それ以外のアスファルト舗装、フェンス、街灯、白線工事、車止めなどは、償却資産の申告が必要です。
16	店舗を借りて、事業を行っておりますが、店内の内装、間仕切り等の改装工事を行い、建具も新たに付けました。申告はだれがしたらよいでしょうか？	建物自体は、通常家屋としてその所有している方に対して固定資産税がかかります。それ以外の内装・設備類(家屋評価されなかったもの)、外構工事、駐車場舗装、看板などは、償却資産に該当します。テナントなどで、これらの償却資産を、建物を所有している方と異なる事業主の方が負担して施工した場合には、事業主の方が申告をしてください。
17	リース資産の申告はどのようにになりますか？	通常の賃貸借契約(期間満了時に回収)によるリースについては、資産を貸している方が申告をしていただくことになります。売買のような契約(期間満了後に使用者の所有物となる)によるリースについては、借りている方が申告をしていただくことになります。
18	申告内容に誤りがありました。どうしたらいいですか？	修正申告をお願いします。通常ご提出いただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記載し、余白に『修正申告』と明記してください。
19	廃業した場合や法人が解散した場合、申告は必要ですか？	申告は必要です。申告書の右下の17「備考」欄の「4廃業・解散・転出等」を丸で囲み、該当の年月日を記載して申告書を提出してください。

※その他不明な点がありましたら、本部町役場 住民課 課税班(電話0980-47-2417)までご連絡下さい。